

令和4年10月17日

市政記者クラブ 様

健康福祉局生活福祉部医療福祉課
担当：青島（電話：972-2571）
財政局税務部市民税課
担当：内田（電話：972-2351）

後期高齢者医療保険料の算定誤りについて

このたび、下記のとおり後期高齢者医療保険料（以下「保険料」とします。）の算定誤りがありましたので、ご報告いたします。

記

1 概要

保険料の金額の算定は、本市から提供した所得データに基づき、愛知県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」とします。）が行います。

今回、本市から広域連合に令和4年7月から8月までに提供した所得データの中に、本市が誤って正しい値より高い値をセットしたものがあり、当該所得データを広域連合において保険料の算定に用いた結果、正しい額より高い金額で保険料の算定が行われたものです。

2 対象人数

69人

3 原因

令和4年6月に行った、本市税務総合情報システムの改修の際、同システムのデータ作成プログラムに誤りが生じたため、広域連合へ提供した所得データが正しく作成されなかったことによるものです。

4 対応

誤りが生じたデータ作成プログラムを修正して正しい所得データを広域連合へ提供し、広域連合において正しい金額で保険料の算定が行われました。

対象者の方には、本日までに、正しい金額が記載された納入通知書を、お詫びの文書を添えて発送しました。

5 再発防止策

今回の事態を重く受け止め、今後、このようなプログラム誤りが発生しないよう、システム改修の際には、確認を徹底します。